



外来は1月につき400円
入院は1日300円支払い

受診

窓口へ健康手帳と
保険を取扱っている
病院・診療所へ

健康手帳の
交付を受け

お医者さんにかかるときは…

一部負担金

■外来は月に1回400円

(例)

3日	10日
4月	21日
5月	7日
15日	

▶ 4月3日に400円を支払う。

▶ 5月7日に400円を支払う。

■入院は1日300円、2か月限り（被用者保険の被保険者は50日限り）

たとえば、4月5日から7月15日まで入院した場合は、4月5日から6月4日までの期間について1日300円を負担します。

(月日)	4/5	5/1	6/1	6/4	7/1	7/15
26日分	31日分	4日分				
(一部負担金)						

医療を受けるときは健康手帳を
さて、実際にお医者さんにかかることをご説明しましょう。これまでと大きな違いは、健康手帳と一部負担金です。

「老人医療費受給者証」は、いつも健康手帳のポケットに入れておき、別々にしないようにしましょう。

通院は一月四
百円の一部負担金

次は一部負担金ですが、外来（通院）の場合は、その月の最初の診療日に四百円の一部負担金を医療機関に支払うことになります。総合病院の場合は、各診療科を一つの医療機関としてみなしますから、原則として各診療科ごとに支払うことになります。

お医者さんにかかるときの注意点は以上のとおりです。しかし手続きを怠ると、かかった費用の全部が自己負担になる恐れもあります。七十歳になるときや加入している保険が変わったとき、転居したときなどは、確実に市役所に届け出てください。

また、「七十歳以上の被用者保険の被保険者本人」七十歳以上の人で事業所などに勤務しており、職場の医療保険に加入し、保険料を払っている人（の医療費も、この制度から支払われます。加入している保険では支払ってくださるもので、必ず市役所の社会福祉事務所で手続きをしてください。

お買物、ご用命は市内で

家族で楽しめる。使いやすい。簡単ビデオ

ベータマックス J20
ビデオとオーディオのコンサルタント ¥137,000

ソニエーション
オーディオまるよし

新津市本町1丁目駅前角 電話(2)1898

靴なら何でも揃うイザワ

市役所前
靴のイザワ

*あるく楽しさを
お届けする*

TEL 2-0625



健康づくりに関心を持ち、幸せな老後を（ゲートボール大会から）

老人保健制度 二月一日からスタート

医療の対象者

七十歳以上の加入者および六十五歳以上七十歳未満で、寝たきりなどの状態にある医療保険の加入者が対象になります。ただし六十五歳以上七十歳未満の人については、あらかじめ市長の認定を受けなければなりません。

また、七十歳以上の人で働いており、職場の健康保険に加入して保険料を納めている人も、老人保健法による医療の対象となります（保険料は

医療の開始

医療は七十歳の誕生日、または寝たきりなどの状態にある旨の認定を受けた月の翌月（認定を受けた日が月の初日である場合はその月）から開始されます。

対象者の皆さんには、一月下旬に老人医療費受給者証（

健康手帳の交付

はさみ込んだ「健康手帳」をお配りします。この手帳は医療の受給資格を証明し、医療と日常の健康管理に役立たせるために、健康診断などの結果を記録するものです。

また医療を受ける場合には、この健康手帳を必ず提示しなければなりません。大切に取扱ってください。

なお、現在使用している「④老人医療費受給者証」(黄色)、あるいは「老人医療費受給者証(黒色)」(白色)は、二月一日から無効になります。各自で破棄してください。

二月一日から、七十歳（寝たきりの状態の人は六十五歳）以上のすべてのお年寄りは、新しく生まれた老人保健法により、老人保健でお医者さんにかかることになりました。

現在の老人医療費支給制度は、十分の七を医療保険、十分の三を公費で負担する「相乗り制度」で、全額無料です。この

れに対して新しい制度は、①各医療保険から老人医療費だけを切り離して別枠にする、②医療費の一部を自己負担する「有料化」、③四十歳以上の国民を対象に健康診断などの保健事業を実施する――などが主な特徴となっています。

今回は、この老人保健制度のあらましについてお知らせします。

お買物、ご用命は市内で

★贈答品に、新しい主役登場★

にいつ フリアン

OSAKAYA Friends

フリアンはアーモンドとバターの味ー

1箱(12ヶ入) 1,000円・2箱入 2,100円

お・サカヤ
新津市本町2 TEL 2-0112

…何？ オールド
いや、にいつオーサカヤの
フリアン!!